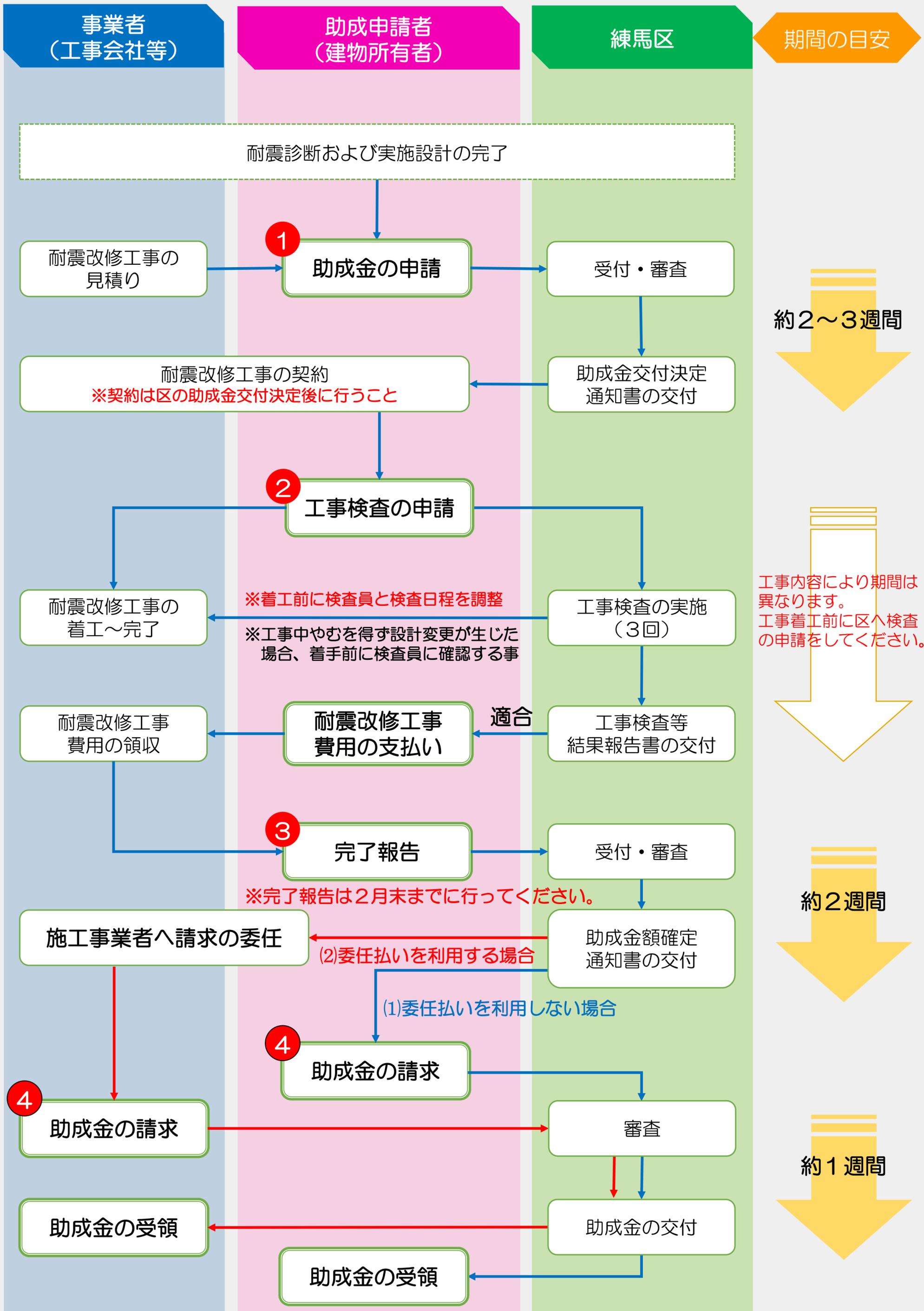


【住宅】耐震改修工事助成の流れ



※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

【住宅】耐震改修工事助成の必要書類

①助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
共通	
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	簡易耐震診断結果報告書もしくは建築物調査結果報告書の写し
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	計画の認定通知書等の写しまたは耐震計画評価結果報告書(適合)の写し（1部）
<input type="checkbox"/>	見積書（耐震改修工事費用の見積り）の写し
<input type="checkbox"/>	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・ 個人の場合は個人住民税 ・ 法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
該当する場合のみ	
<input type="checkbox"/>	【共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・ 共有者が確認できる書類 ・ 共有者の同意書
<input type="checkbox"/>	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・ 遺産分割協議書 ・ 相続人全員の同意書 など
<input type="checkbox"/>	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・ 念書・是正内容を示す図面等
<input type="checkbox"/>	【申請手続きを委任する場合】 ・ 委任状
<input type="checkbox"/>	【実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する場合】 ・ 計画の認定通知書等の写しまたは確認済証の写し（1部）
<input type="checkbox"/>	【住民税非課税世帯の場合】 ・ 住民票の写し ・ 世帯全員の住民税非課税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	【練馬区障害物除去路線沿道の建築物の場合】 ・ 練馬区障害物除去路線沿道の建築物に該当することがわかる書類
<input type="checkbox"/>	【障害者等居住住宅の場合】 ・ 住民票の写し ・ 下記に掲げるいずれかの者であることを証明する書類の写し ① 護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者 ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ③ 東京都愛の手帳交付要綱に基づき愛の手帳の交付を受けている者 ④ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【住宅】耐震改修工事助成の必要書類

② 工事検査の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業工事検査等申請書（第13号様式）

③ 完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（耐震改修工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（耐震改修工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（耐震改修工事契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）の写し

④ 助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例) 工事費等300万円、助成金100万円の場合

